

日総第101402号
令和4年10月14日

教 育 長
各 主 監
議 会 事 務 局 長
各 所 属 長

} 様

副 町 長 津 田 誠 司

令和5年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「令和5年度予算編成方針」により令和5年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

令和5年度予算編成方針

1 国内経済の動向について

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、緩やかに持ち直している」とし、先行きについては「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされています。

政府は、令和4年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、世界経済の不確実性が増す中、総合緊急支援対策を講じることにより、景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていく。その上で、新しい資本主義の実現に向け、①人への投資と分配、②科学技術・イノベーションへの投資、③スタートアップ（新規創業）への投資、④グリーントランスフォーメーション（GX）への投資、⑤デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資の5つの分野について、官と民が協力して計画的で重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現していくとしています。

これらを踏まえ、令和4年7月29日に閣議了解された「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、①年金・医療等については前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額5,600億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性を留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、可能な限り歳出の抑制を図る、④東日本大震災からの復興対策経費については真に必要な事業に重点化、⑤その他経費は前年度当初予算の10%減の範囲内で要求ができることとされています。また、新しい資本主義の実現に向け、5つの分野への投資への予算の重点化を進めるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」および「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画」等を踏まえた重要な政策について、⑥「重要政策推進枠」を設けるとされています。

令和5年度においては、これら国の経済財政運営の動向とともに、当町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、特に新型コロナウイルス感染症への対応およびグリーン、デジタルなどの5分野に向けて新たに創設される交付金などについては、十分に有効活用できるよう国の動向を敏感にキャッチする必要があります。

2 地方財政を取り巻く環境について

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額は、「令和5年度の地方財政の課題」によると、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、感染症に対応するとともに、デジタル変革への対応やグリーン化の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、人への投資、防災・減災、国土強靱化等の重点課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、令和4年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

具体的には、「令和5年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」において、地方の歳入は、地方税で42.3兆円（対前年度比 +1.1兆円（+2.7%））、地方交付税で18.2兆円（対前年度比 +1千億円（+0.8%））の増となっています。一方、一般財源総額は、前年度と実質的に同水準とするため、臨時財政対策債を1.3兆円（対前年度比 △5千億円（△26.9%））に減額しており、結果、地方の一般財源総額は、64.7兆円（対前年度比 +8千億円（+1.3%））と増額となっています（水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源は、62.2兆円（対前年度比 +2千億円（+0.3%））と微増）。

増収とされている地方税は、7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による各種指標等を用いて試算されており、名目GDP成長率の上昇を見込んだものとなっていますが、実際の税収は経済情勢によって左右されることから、試算どおりに地方税が伸張する保証はありません。また、地方交付税についても同様に、地方交付税の財源である国税および地方税の増収見込みや厳しい地方財政の現状を踏まえ増額とされていますが、これらの主要な一般財源の増に対して、臨時財政対策債の発行は大幅に抑制するとしています。

一方、地方の歳出は、給与関係経費で定年延長による退職手当の減少を見込んで19.9兆円（対前年度比 △0千億円（△0.2%））と減、一般行政経費で高齢化が進んでいることから社会保障費等の地方負担増を見込んで42.0兆円（対前年度比 +6千億円（+1.4%））と増、公債費で建設地方債等の償還が減少すると見込んで11.3兆円（対前年度比 △1千億円（△0.8%））と減、経済の伸張見込みによる不交付団体の水準超経費が増加すると見込んで2.5兆円（対前年度比 +6千億円（+33.0%））とされています。歳出総額は91.6兆円（対前年度比 +1.2%）の微増となっており、水準超経費を除く交付団体ベースの一般歳出についても微増に留まっています。結果として、地方の一般財源は令和4年度とほぼ同水準に据え置かれており、次年度の地方の行政需要増加分も、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければなりません。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

令和3年度決算では、町税が37億2,204万円、前年度比1億4,922万円（4.2%）の増となりました。内訳として、町民税が前年度比1億8,336万円（13.3%）の増、固定資産税が前年度比4,588万円（2.3%）の減となっています。町民税では、個人町民税が減収となった一方、町内主要企業の業績回復により、全体としては回復傾向にあります。しかしながら、回復のレベルは平年並み留まっており、税収の大幅な増加は見込み難い状況です。

地方交付税は、令和3年度決算で20億1,526万円と前年度比5億6,957万円（39.4%）増となりました。これは、令和2年度の税収の激減等により基準財政収入額が大幅に減じたことや国の税収の増額補正に伴い、交付税の追加交付があったこと等が要因であり、次年度の基準財政収入額は通常の水準に戻って来ることから、令和5年度の地方交付税が本年度ベースで交付される保証はありません。

歳出では、特別定額給付金事業が終了したことにより補助費等が前年度比21億1,737万円（△59.6%）の減となりましたが、会計年度任用職員制度による人件費の増や年々増加する社会保障関係経費、過去の建設事業に伴う公債費の増など、義務的経費の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症対策のための経費等により、総額では前年度比9億5,615万円の減となりました。

財政の弾力性を示す経常収支比率は81.7%となり、前年度（93.3%）と比較して11.6ポイント改善しました。これは、歳入において令和3年度の町民税および地方交付税等の経常一般財源が増加したことが大きく影響しています。しかし、歳出においては、人件費などの義務的経費が増加しており、今後においても、自然増が見込まれる社会保障関係経費や償還のピークを迎える公債費、また、会計年度任用職員制度による人件費の増高等、経常的に必要とされる一般財源は増加すると見込まれ、財政状況の硬直化が進むことが懸念されます。

なお、令和4年度の一般財源の内、町税は約35億6,868万円、地方交付税が約17億6,031万円の見込みとなり、町税は前年度決算額と比較すると1億5,337万円程度の減額となる見込みです。

また、令和5年度予算の見通しにおいても、歳入において町税、地方交付税ともに大きな増収は見込めず、歳出では、先に各課の令和5年度予算の見通しを調査したところ、必要とする一般財源は約2億4千万円の増と、大幅な増が見込まれています。

このことから、令和5年度当初予算においても、必要な財源に対応するためには財政調整基金等の取崩しを視野に入れなければ編成ができず、引き続き非常に厳しい状況を予測しています。

このため、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、各種料金の見直し、国・県支出金やそ

の他特定財源の積極的な確保を図るなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においても目的を達成した事業や成果を見出せない事業は積極的に縮小・統合・廃止を進めるなど前例にとられない事務事業の見直しや更なる創意工夫により経常経費の縮減に努めなければなりません。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 実質公債費比率について

令和3年度決算の実質公債費比率は、6.5%（昨年度6.5%）となり、前年度から増減なしとなりました。今後については、公債費の元利償還の増加傾向により、比率の上昇が懸念されますので、引き続き財政健全化のため、町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

(2) 将来負担比率について

令和3年度決算の将来負担比率は、標準財政規模の増加や公営企業および一部事務組合の町債残高の減少、基金積立による充当可能基金の増加により、40.5%（昨年度55.7%）となり、前年度と比較して15.2ポイントの減少となりました。この数値は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、県内市町の平均を上回っているため、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借入れをする場合でも交付税措置のある有利な地方債を活用するように努めます。

(3) 公会計の活用について

発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を特徴とする統一的な基準に基づく財務書類により、総合的な財務情報を把握し、財政の効率化・適正化等に努めます。

特に、公共施設等の老朽化の程度を示す有形固定資産減価償却率は、令和2年度末で72.3%（令和3年度末見込みでは73.4%）となり、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況です。今後、公共施設等については、その多くが大規模改修の必要な時期を迎えることから、平成29年3月に策定（令和4年3月改定）した日野町公共施設等総合管理計画や施設毎に策定した個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りながら、順次、長寿命化対応を実施する必要があります。また、公共施設の適正管理の観点から、資産情報の全体を捉える公会計の活用を図ることにより、計画的な管理に繋げていくよう努めます。

令和4年度は、第6次日野町総合計画の2年目であり、「時代の変化に対応し だれもが輝きともに創るまち“日野”」を実現するため、町の将来発展と持続可能性を両立するための施策に重点的に予算配分を行いました。

令和5年度は、第6次日野町総合計画の3年目となります。予算編成では、実施計画に位置づけられた事業を着実に実施するため、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行います。

一方、令和5年度の財政状況は、今年度に引き続き厳しくなることが予測されます。全庁一丸となって戦略的な取組を推進するため、既存事業を大胆に見直ししながら、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）を基本に、真に必要、緊急かつ有効な事務事業について、適切に予算に反映するものとします。

(1) 未来を担うひとつづくり

- ・将来にわたって持続可能な幼児教育および保育のありかた検討
- ・放課後児童クラブの利用ニーズの増加に対応するための学童保育所の増築
- ・滋賀県で開催される国民スポーツ大会に向けた準備の推進
- ・若者の定着のため、西大路地区定住地整備事業の継続的な推進

(2) 暮らしを支えるしごとづくり

- ・ふるさと納税制度を通じた地元の特産品振興、地域に根差した地場産業の発展
- ・住宅リフォーム制度の継続等による地域内経済循環の推進と魅力ある商店づくりの促進
- ・体験型観光の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み

(3) 安心、助け合いのくらしづくり

- ・高齢者や障がいを持つ方を含め、誰もが地域で安心して暮らせるための取組み方針の策定
- ・新型コロナウイルス感染症対策とコロナ後の時代を視野に入れた中長期的対策
- ・環境保全との調和により、町が発展できる取組み方針の作成

(4) 住みたくなる都市基盤づくり

- ・公共交通の充実による住民の利便性向上、わたむき自動車プロジェクトの推進
- ・近江鉄道の存続に向けた、県や沿線自治体と一体となった支援体制の構築
- ・町道西大路鎌掛線整備、雨水排水事業の継続による社会資本整備の推進
- ・大谷公園体育館をはじめとする公共施設の長寿命化推進

(5) みんなではぐくむ地域づくり

- ・住民の利便性の向上と、業務改善の両立を実現させるためのデジタル技術の活用
- ・官民を問わず、町の発展のために多様な視野・見方から政策立案のできる人材の登用
- ・住民サービスの向上の視点に立った、仕事の効率化による職員の働き方改革への取り組み
- ・ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、令和5年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いいたします。

- (1) 予算編成に当たっては、第6次日野町総合計画の実現に向けた政策課題につき、各所属で充分協議を行うこととし、具体的事業においては、実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。

なお、第6次日野町総合計画では、行政と住民との協働の立場の視点による施策展開が基本的な方針となっているので、常にその視点を心掛けて政策立案を行うこと。

- (2) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であっても、住民生活への影響を考慮しつつ、見直しを実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

- (3) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。

- (4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第6次日野町総合計画に沿った事業とすること。新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。

- (5) 予算の積算にあつては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

- (6) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあつても制度そのものを見直すこと。

なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

(7) 歳入にあつては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

(8) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(9) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行う場合、以下の事業のみ対象とする。

ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの

イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの

ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの

エ 給与関係経費に係るもの

これらの事項を前提としたうえ、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積もることとされたい。また、一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いいたします。